

各障害福祉サービス事業所 } 管理者 様
各障害者支援施設

東京都福祉局障害者施策推進部
就労支援担当課長

就労定着支援事業指定申請について

日頃から東京都の障害福祉の推進に御尽力いただきありがとうございます。
障害者総合支援法の改正により、平成30年4月1日から、就労定着支援が障害福祉サービスに位置付けられました。
就労定着支援のサービスを行うには、就労定着支援事業者として東京都知事の指定を受ける必要があります。つきましては、下記のとおり指定申請手続を御案内いたします。

記

1 提出書類

別紙「就労定着支援指定申請のしおり」を御参照ください。

2 提出期限・提出方法

(1) 提出期限

指定を受ける日の前々月の末日まで【必着】

※月末日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その直前の平日まで

(例) 令和6年4月1日指定の場合 → 令和5年2月29日(木)までに提出【必着】

令和6年5月1日指定の場合 → 令和5年3月29日(金)までに提出【必着】

(2) 提出方法

郵送 ※提出期限までに、以下の提出先まで必ず到着するように御郵送ください。

【提出先】〒163-0718

新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル18階

公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室就労担当

3 申請書類等について

申請書類の様式等については、「東京都障害者サービス情報」のホームページ上に掲載していますので、ダウンロードして御使用ください。

<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-026>

4 その他

(1) 厚生労働省より、令和3年3月30日付「就労定着支援の実施について」通知が出ておりますので、別途御参照ください。

(2) 就労定着支援以外の就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）の指定については、従来どおり、年4回程度開催している「指定協議説明会」への出席及び来庁による指定協議（相談）が必要となりますので、御留意ください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部障害福祉事業者指定室就労担当

電話：03-6302-0308